

## TPP 協定に関する要望

平成 25 年 9 月 30 日  
日本商工会議所

日本商工会議所は、我が国の経済を再び持続的成長の軌道に乗せるため、震災復興と福島再生を最優先に取り組むと同時に、今後も着実な成長が見込まれるアジア太平洋地域における包括的な経済連携の推進が極めて重要であると考え、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉への参加を支持してきた。

特に、TPP は中小企業による貿易・投資の促進に焦点を当てた初めての貿易協定である。物品やサービスの貿易・投資における障壁の撤廃によりアジア太平洋地域に切れ目のない効率的なサプライチェーンが構築される結果、我が国の中小企業の海外展開が一層促進されると期待している。

また、TPP は、東アジア地域包括経済連携（RCEP）および日中韓 FTA とともに、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）実現に向けた重要なステップである。FTAAP は、世界の GDP の約 6 割、人口の約 4 割を占める大きな市場であり、また、我が国にとっても貿易額の 7 割を占め、その実現は、我が国の経済成長にとり非常に重要である。

我が国は、安倍総理大臣の英断により、7 月に開催された第 18 回交渉会合から TPP 交渉に参加している。交渉は、年内合意に向け最終段階に入り、10 月にインドネシアのバリで開催される首脳会合における大筋合意を目指している。残された時間は限られているが、我々は、アジア太平洋地域における新たな貿易・投資ルールについて、我が国の立場を反映するべく議論できる余地がまだ十分にあると考えている。

中小企業においても市場アクセスのみならず、原産地規則、貿易円滑化、政府調達、知的財産、サービス、投資、電子商取引など広範な分野におけるルール作りに対する関心が高い。また、我が国がこれまでに締結した経済連携協定における内容を上回る貿易協定を期待する声強い。

当商工会議所は、日本政府に対し、中小企業にとっても利便性が高く、わかりやすい貿易協定による国益の最大化に向け、下記の意見に十分留意し、交渉に当たられるよう要望する。

記

## 1. 市場アクセス

企業にとって新たなビジネス機会を創出するとともに、我が国企業が競争力を有する革新的な製品の貿易促進に資するよう、交渉における原則やルールを定める必要がある。

### ① 統一譲許表の作成

TPP において、協定締約国全てに対して同じ内容で関税撤廃・削減を行う共通関税譲許を採用し、「統一譲許表」の作成により中小企業にとっても利便性の高い協定とすべきである。輸出相手国ごとに異なる内容の「譲許表」が策定された場合、企業にとって運用や管理面での負担が増すことから、複数国による協定のメリットが著しく減殺される。

### ② 保護主義的な政策の禁止

包括的で野心的な市場アクセスを確保するとともに、協定締約国における経済成長を促進するため、自国製品優先購入政策、ならびに食料・資源に関する輸出禁止措置、輸出数量制限および輸出税のような保護主義的な政策を禁止すべきである。

### ③ 革新的な製品の貿易促進

現在、世界貿易機関（WTO）において IT 関連製品の関税撤廃を定めた情報技術協定（ITA）の対象品目の拡大交渉が行われている。我が国企業が競争力を持つ品目が拡大対象に多く含まれている。TPP 交渉参加国の中には ITA に未加盟の国もあるが、新たに ITA の対象となる品目も含め、TPP において IT 関連製品の関税を撤廃すべきである。

また、APEC は昨年、54 品目の環境物品について今後 5 年間で関税を撤廃することで合意している。我が国が競争力を有する分野であることから、54 品目に限らず、APEC において我が国が関税撤廃を提案した環境物品全てについて、TPP において関税撤廃を目指すべきである。

## 2. 原産地規則

原産地規則は、協定締約国間の貿易を促進するとともに、非締約国からの迂回輸入を阻止するために必要不可欠である。しかしながら、原産地規則やその運用規則が必要以上に厳しい場合、却って貿易を阻害する要因になりかねない。

一方、アジア太平洋地域に展開している我が国の製造企業においては、複数国間での生産工程の分業が進展しており、原産地の判断が難しさを増している。

このような我が国製造企業の海外展開の実態も踏まえ、明確で、透明性があり、中小企業にとっても分りやすく運用が容易な原産地規則や原産地証明制度を定める必要がある。

#### ① 原産地基準

今後の東アジア地域における経済連携の発展や中小企業にとっての利便性を考慮し、我が国がこれまでにアジア諸国と締結した EPA と同様、TPP においても、原則として関税分類番号変更基準（CTC）と付加価値基準（取引価額方式もしくは FOB 方式）との選択制を採用すべきと考える。

また、運用を容易にするため、ロールアップやデミニミス（僅少の非原産材料）の規定を設けるべきである。

#### ② 累積の採用

他の締約国で生産された原材料を自国の原産品として認める「累積」を採用すべきである。中小企業にとっても基幹的な製品の生産拠点を国内に残すことが可能になる。

#### ③ 繊維・衣類の原産地規則

繊維・衣類の原産地規則については、我が国がこれまでに締結した EPA において採用している二工程基準を TPP においても採用すべきと考える。途上国における繊維産業の育成にも資する。貿易制限的な原糸規則は採用すべきではない。

#### ④ 鉄鋼製品の原産地規則

鉄鋼製品の原産地規則については、関税分類番号変更基準を採用すべきである。複数の国から異なる時期、価格で輸入された原料から生産される鉄鋼製品に付加価値基準は適さない。

#### ⑤ 自動車および同部品の原産地規則

自動車および自動車部品の原産地規則については、関税分類番号変更基準と付加価値基準（取引価額方式または FOB 方式）との選択制を採用すべきである。北米自由貿易協定などで採用されている純費用方式は付加価値の計算が非常に複雑であることから、中小の部品製造企業にとっては負担が大きい。

### 3. 貿易円滑化

輸出入に係る規制・手続の撤廃、簡素化・調和化、透明性の向上による効率的な税関手続を実現すべきと考える。中小企業にとっても複数の市場への輸出が容易になる。世界銀行と世界経済フォーラムが行った調査によると、世界各国において税関手続の運用を改善した場合、世界の経済成長に大きな効果をもたらす。

#### ① セキュリティ対策の簡素化と調和化

9.11 同時多発テロ以降、各国が実施しているセキュリティ対策に関わる手続の簡素化と調和化を図るべきである。各国が実施している制度は複雑であり、また、相互に整合性がないため、製造企業や輸出企業のみならず、海上貨物輸送や航空貨物輸送などの物流企業にとっても大きなコストアップ要因になっている。セキュリティ対策の実効性向上の観点からも見直しが望ましい。

#### ② 税関手続のペーパーレス化/電子化とワンストップ化

税関手続の効率化・迅速化を促進するため、ペーパーレス化や電子化を進めるべきである。また、中小企業にとっての利便性を高めるため、各国におけるワンストップ化を早急に推進すべきである。国によっては税関から要求される書類の種類が多く、通関手続に非常に時間が掛かっている。

#### ③ 事前教示制度

中小企業を含め企業による TPP 利用を促進するため、関税率、関税評価、原産地規則などに関する企業からの照会に対し、可能な限り短い期間内に書面で回答する事前教示制度を義務化すべきである。

### 4. SPS（衛生植物検疫）

WTO の衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づき、各国の衛生植物検疫措置が、人、動物、植物の生命、または健康を保護するために必要な限度において、科学的な原則に基づき、恣意的または不当な差別とならないことを確保し、国際貿易に対する偽装された制限とならないように適用することを明確にすべきである。

また、協定締約国の基準や措置に関する透明性や予見可能性を高めるため、ある協定締約国が規制・手続を新設・改正する場合に、他の参加国が当該国と事前に協議できる仕組みや、他の協定締約国の産業界が意見を述べる機会を得られる仕組みを設けるべきである。

## 5. TBT（貿易における技術的障害）

WTO の貿易の技術的障害に関する協定に基づき、各国の強制規格、任意規格、および規格の適合性評価手続が、自国の輸出品の品質の確保、人、動物、植物の生命や健康の保護、環境の保全、詐欺的行為の防止のために必要な限度において、科学的な原則に基づき、恣意的または不当な差別とならないことを確保し、不必要な貿易障害とならないように適用することを明確にすべきである。

また、協定締約国の強制規格や任意規格に関する透明性や予見可能性を高めるため、ある協定締約国が新たな規格や適合性評価手続を制定、もしくは変更する場合に、他の協定締約国の産業界が事前に意見を述べる機会を得られる仕組みを設けるべきである。

## 6. 貿易救済

貿易救済措置は、自国の産業が他国の不公正な貿易や輸入品の急増により損害を受けている場合に、その救済を行うために輸入国政府が発動する措置である。WTO 協定により認められた権利であることから、TPP において、締約国間で相互不適用とするべきではない。

他方、関税はじめ貿易障壁が撤廃・削減される一方で、貿易救済措置が多用されることで関税引き下げの利益が無効化されてしまうことが懸念される。貿易救済措置の恣意的かつ保護主義的な目的による濫用を防止するため以下のルールを TPP において定めるべきである。

### ① セーフガード措置

セーフガード措置を発動する前に、締約国間の協議により解決を図るメカニズムを設ける必要がある。

### ② アンチダンピング措置

アンチダンピング措置の濫用は企業に過大な負担を強いるものであり、また、関税引下げ効果を無効にする結果となりかねない。恣意的かつ保護主義的なアンチダンピング措置の濫用を抑制するため、以下のルールを定める必要がある。

#### ➤ 調査開始前の事前通告、事前協議

ある締約国がダンピング調査の開始を決定した場合、調査開始前に相手国政府への速やかな通報を義務付けるとともに、両国政府間で協議することを規定する。

- ▶ 自動サンセット  
WTO 協定では、アンチダンピング措置は原則 5 年で失効する、とされているが、10 年を超えても継続する例もあることから、アンチダンピング税賦課の日から累計 8 年で自動的に失効する条項を設ける。
- ▶ レッサー・デューティー・ルール  
アンチダンピング税がダンピング・マージンか、損害マージンのいずれか低いほうを超えないようにするルールを設ける。
- ▶ アンチダンピング税賦課マージンの算出根拠開示  
賦課されるアンチダンピング税の算出根拠の開示を義務化する。

## 7. 政府調達

政府調達の市場規模は、国によっても異なるが、各国の GDP の 15～20% を占めると言われる。成長著しいアジア太平洋地域においては、インフラ投資に対する需要が高まっている。他方、各国政府にとって財政面での制約がある中で、開放的で、透明性のある、無差別な調達手続は、供給者間の公正な競争を促し、公的資金の効率的な執行を達成する上で必要不可欠である。中小企業にとっても新たな政府調達市場への参入機会が期待できる。

### ① WTO 政府調達協定未加盟国への対応

TPP 交渉参加国の中で、WTO の政府調達協定に加盟している国は、我が国を含め 4 カ国にしか過ぎない。政府調達協定に加盟していない国に対しても WTO 協定と同様の規律を課すことで公正な調達手続を確保し、新たな政府調達市場を得ることができる。

具体的には、TPP においても、WTO 協定に規定されている内国民待遇、最恵国待遇、公平で透明な調達手続、調達手続における電子的手段の活用、苦情申し立て手続、紛争解決手続の規定を設けることが必要である。

### ② 協定の対象

対象とする具体的な物品、サービス及び対象機関を可能な限り広範囲なものとするべきである。特に、我が国は WTO 協定や EPA において、中央政府・機関のみならず 47 都道府県および政令指定都市を対象にしていることから、全ての交渉参加国に対し、我が国と同等レベルの地方政府を対象とすることを要求するべきである。

### ③ 保護主義的な政策の禁止

安全保障を名目とする自国産業保護・育成のための恣意的な政策や、

自国製品・サービスを優先する制度を禁止し、中小企業はじめ、我が国の企業の市場参入機会の拡大を図るべきである。

## 8. 知的財産

商標、特許、著作権、営業秘密などの知的財産権を含む物品やサービスの貿易量が飛躍的に増加している中、知的財産権に対する適切で効果的な保護と執行が企業の事業活動においても、また、消費者の生命や健康を保護する上でも重要性を増している。

特に、中小企業にとっては知的財産権の侵害が海外展開における大きな課題となっていることから<sup>1</sup>、模倣品や海賊版による知的財産権の侵害に対処するため、「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」と同等レベルのルールをTPPにおいても定めるべきである。

また、中小企業の海外展開が進むにつれ、保有するノウハウが海外の企業に流出、あるいは窃取される危険性が高まることから、営業秘密が他国においても十分に保護されることが保障されるべきである。

なお、デジタル経済社会におけるビジネスの発展に伴い、知的財産権のあり方や、権利関係の調整など、新たな課題が生じている。こうした課題を解決するためのルール作りが必要である。

### ① 商標

- 一締約国内で周知の商標について他の締約国での不正目的による出願を拒絶または取り消す規定を設けること。
- 知的財産権侵害物品の輸出差止を義務化すること。
- 不正商標商品の輸出入に関する職権による水際での取締りを義務化すること。
- 模倣商標の輸入・使用に対する刑事罰の設定を義務化すること。
- 他国において広く知られている商号について、商標と同様の水準で保護することを義務付けること。

### ② 著作権

- 著作権および著作隣接権を侵害した物品の積戻しの禁止を義務化すること。
- 著作権侵害の非親告罪化、法定損害賠償制度の導入には反対する。
- アクセスコントロールなどの技術的保護手段の回避禁止に対して刑事

---

<sup>1</sup>東京商工会議所が今年3月に中小企業を対象に実施した調査結果によると、約3割の企業が模倣品による被害を経験している。海外で模倣品被害を経験している企業は16.2%。

罰は導入すべきではない。

- 著作権の保護期間の 50 年から 70 年への延長は、業種、業態によりその利害得失はさまざまであり、慎重な検討が必要と考える。

### ③ 特許権

- ソフトウェア（プログラム）を特許で保護することを義務付けること。
- 医薬品に係る特許権の存続期間の延長をルールとして導入すること。
- 医薬品の臨床試験データの保護をルールとして導入すること。

### ④ 営業秘密

営業秘密の不正な取得、使用、開示を禁止すること、およびそれが実効あるものとするために十分な罰則を規定し、公平、公正かつ迅速な司法上の救済が可能となることを義務付けること。

### ⑤ 地理的表示

農林水産品を対象に原産地名を商品のブランドとする「地理的表示」の保護をルールとして導入すること。地域ブランドの信用向上と高付加価値化による輸出促進を通じた地域活性化が期待される。

## 9. 競争政策

競争政策は、貿易障壁の撤廃や公正な市場競争を実現する上で重要である。近年、世界的に競争法の執行が活発化、厳格化する中、企業活動のグローバル化に伴い、企業結合やカルテルなどに関し、複数国の競争当局にまたがる事案が増えている。

しかしながら、企業結合審査の基準・手続が国毎に異なるため、複数国の競争当局に企業結合の届出を行う場合、企業にとって負担が重い。また、競争法上、営業政策を一体的に行うことのできるグループ企業の範囲が国毎に異なるため、グループベースでの営業政策が制約される場合がある。

TPP において、各国の競争当局間の連携・協力を推進するとともに、企業結合やカルテルなどに関し、各国の規制基準や手続の調和化が望まれる。

## 10. サービス

サービスの自由化は経済を効率化し、対内直接投資の増大や雇用の増加を通じ経済成長に貢献する。特に、製造業に関連するサービス産業（通信、流通、金融、運送、コンピュータ関連、機器の保守・修理など）の自由化は、迅速で効率的なサプライチェーンを構築する上で重要である。

また、サービス分野の中小企業においても海外展開に対する関心が高まっており、サービス分野における高いレベルの自由化とルール整備が望まれる。

具体的には、WTOのサービス貿易に関する一般協定（GATS）を上回る内容となるよう、ネガティブリスト方式を採用し、無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）、市場アクセスに関する制限の禁止、国内規制に対する透明性確保、自由化の後退を防ぐ措置などのルールを規定すべきである。

#### ① 金融サービス

海外における円滑な資金調達環境を整備することで中小企業の海外展開を促進するため、金融機関の支店開設に対する外資規制はじめ資本流入規制、外貨・現地通貨交換規制などを撤廃すべきである。中小企業が海外の進出先で邦銀の支店を通じ現地通貨建ての低利融資を受けることが可能になる。

#### ② ICT サービス

技術革新に伴い新たなサービスが出現する ICT サービスについて、協定において定義、範囲、内容を定めることが必要である。また、ビジネスの実態に合わせ、市場アクセスとルールについて、随時見直すことを定めるとともに、新たな政策課題について随時検討できるようにすべきである。

### 11. 一時的入国

企業活動の海外展開の拡大に伴い、海外における円滑かつ効率的な事業活動を推進するため、査証手続の簡素化・迅速化など一時的入国に関するルールの整備や規制の簡素化が求められる。

APEC では、ビジネス関係者の移動を促進することで貿易・投資の拡大を図るため、査証なしで最大 90 日まで滞在できる APEC ビジネス・トラベル・カードを導入している。未だ暫定的な参加に留まる米国とカナダに対し、早期の正式参加を求めるべきである。

### 12. 電子商取引

電子商取引は、情報通信端末の発達や普及に伴い、急速に拡大している。店舗を開設する必要が無く、少ない資金で開業できることから、中小企業においても海外市場に進出する手段として利用が拡大している。また、消費者にとっても時間や場所を選ばずに低価格で商品の購入が可能である。電子商取引の利用環境を整備するため、ルール整備が急務となっている。

#### ① 無差別原則

デジタル製品に対して、創作や生産の場所、および著作者の国籍に基づいて他の同種のデジタル製品に比べて不利でない待遇を与えることを原則として明確にすべき。

#### ② 関税不賦課のルール化

電子商取引を促進する観点から、電子的に取引されるデジタル製品（コンピュータ・プログラム、図案、動画、録音物など）に対する関税不賦課をルール化すべきである。

#### ③ 国境を越える自由な情報流通

サービス提供者および利用者が、情報を電子的な形で国境を越えて自由に移転すること、および他国に蓄積された自らの情報にアクセスすることを可能にするべきである。

#### ④ 現地のインフラ利用要求及び拠点設置要求の禁止

電子商取引によるサービス提供の条件として国内のインフラの利用や拠点設置を求めること禁止すべきである。

#### ⑤ 現状維持義務

国際的な合意や協定締約国間における合意なしに保護主義的な規制・措置を導入しないことをルール化すべき。

#### ⑥ 国内規制

ビジネス上の契約、送金、税制、競争政策などを含めた国内規制の透明性の確保をルール化するとともに、規制の国際的な調和化を促進することが必要である。

#### ⑦ 新たな課題への対応

電子商取引の健全な発展を促進するため、プライバシー、セキュリティ、消費者保護、電子認証、電子証明、電子決済、紛争解決などの重要な課題に関し、ルールを定める必要がある。

### 13. 投資

外国投資は、雇用を促進し、投資受入れ国の経済発展を促進する。中小企業の海外展開を促進するためにも、投資財産保護措置のみならず、投資の自由化と円滑化を促進する措置、ならびに紛争処理手続を含む高いレベルのルールを

定めるべきである。

#### ① 規定すべき項目

投資許可前及び投資後の最恵国待遇及び内国民待遇、透明性、公正かつ  
衡平な待遇とアンブレラ条項、特定措置の履行要求の禁止、収用と補償、  
争乱からの保護、送金（資金の移転）の自由、信用秩序維持措置、利益  
否認、請求代位権について明確に規定すべきである。なお、最恵国待遇  
および内国民待遇は国内裁判を受ける権利および税制に関しても適用され  
るべきである。

#### ② 特定措置の履行要求の禁止

特定措置の履行要求に関しては、次のものを禁止すべきである：  
輸出要求、ローカル・コンテンツ要求、現地調達要求、輸出入均衡要求、  
為替制限を通じた貿易制限措置、国内販売制限、輸出制限、技術移転要求、  
研究開発要求、拠点設置要求、自国民雇用要求、特定地域供給要求、役員  
の国籍要求。

#### ③ 投資家対国家の紛争解決手続

我が国がこれまでに締結した **EPA** と同様、**TPP** においても投資家対国家  
の紛争解決手続（**ISDS**）を定めるべきである。投資受入国の裁判制度では  
公正な判断が期待しにくい場合、投資家は仲裁制度を選択することが可能  
になる。また、**ISDS** 規定が存在することで投資受入国政府による不合理な  
規制・措置の導入を抑止できる。

なお、濫訴を防ぐため、公正・衡平待遇義務違反により投資受入国を  
訴えることができるのは、企業に対する具体的な措置に恣意的、不透明  
または差別的色彩があった場合に限定することが必要である。

#### ④ 知的財産権

協定で保護される知的財産権について、**WTO** の知的所有権の貿易関連の  
側面に関する協定（**TRIPS**）をはじめ、各国が加盟する知的財産権に  
関する国際協定において保護される知的財産権を対象とすることを明確に  
規定すべきである。

また、それらの知的財産権の確保および活用が、実質的に他国の企業に  
とって不利となるような制度を禁止し、各国間での制度の調和が図られる  
ことを要望する。

## ⑤ 租税条約

我が国は、TPP 交渉参加国の中で、チリ、ペルーとの間では租税条約を締結していない。二重課税を回避するため、包括的な租税条約締結に向け交渉を開始し、早期に条約が締結されることを要望する。また、既に締結されている租税条約について、必要に応じ見直すことが必要である。

## 14. 法的・制度的事項

協定の利便性を高めるため、以下のような制度設計が必要であると考える。

### ① 「商品の名称および分類についての統一システム」改訂への対応

「商品の名称および分類についての統一システム」は世界税関機構(WCO)が定期的に改訂を行っている。企業の管理面での負担を軽減するため、協定本文、および附属書における商品の名称と関税分類の記載について、WCO による改訂に合わせ、常に最新の商品名と関税分類に基づく記載とすることを運用規則において定めるべきである。

### ② ビジネス環境整備

我が国が締結した EPA と同様に、企業が進出した各国で直面する具体的な懸案事項を関係国の官民で議論し、その解決を図るビジネス環境整備委員会を TPP においても設置すべきである。

### ③ 新たな貿易課題への対応

デジタル経済社会と情報通信サービス・技術の発展に伴い生じる新たな課題に対して迅速に取り組むことが可能な仕組みを構築し、新たなルールを随時、策定できるようにすべきである。なお、新たにルールを策定する際には民間企業の意見を聴くことを義務付けるべきである。

### ④ 協定の随時見直し

協定締約国における漸進的な貿易・投資自由化を促進するため、各国における法制度改革や規制緩和の実態に合わせ、協定を随時見直すことを定めるべきである。

以上